

法務省矯成第796号  
平成25年4月11日

改正 法務省矯成第928号  
平成26年5月1日  
改正 法務省矯成第857号  
平成27年4月2日  
改正 法務省矯総第1824号  
平成27年5月28日  
改正 法務省矯成第1164号  
平成29年4月14日  
改正 法務省矯成第21号  
平成30年1月9日  
改正 法務省矯成第1111号  
平成30年4月16日  
改正 法務省矯成第339号  
令和元年6月10日  
改正 法務省矯総第4445号  
令和2年12月24日

矯正管区長 殿  
刑事施設の長 殿  
少年院（分院）長 殿  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 西 田 博

受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について（通達）

受刑者及び少年院在院者の釈放又は出院後の就労をあらかじめ確保させることは、釈放又は出院後の生活基盤を確立するとともに、その再犯及び再非行を防止し、円滑な社会復帰及び改善更生を図る上で極めて重要であることに鑑み、刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）においては、保護観察所、更生保護法人、公共職業安定所（以下「安定所」という。）等の関係機関と連携し、就労支援の円滑かつ適正な運用を図ってきたところです。

今般、関係機関との連携を一層強化するため、別添厚生労働省通達「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」（以下「支援事業実施要領」という。）が改正されたことに伴い、就労支援の要領を下記のとおり定め、本日から実施することとしましたので、その円滑かつ適正な運用に配意願います。

なお、本件については、保護局及び厚生労働省職業安定局と協議済みです。

おって、平成21年1月7日付け法務省矯成第56号当職通達「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」は廃止します。

#### 記

### 1 刑事施設等における就労支援の実施

#### (1) 安定所による就労支援への協力

刑事施設等の長は、安定所の職員により実施される次に掲げる就労支援（以下下記3までにおいて単に「就労支援」という。）について、その対象となる受刑者（拘留受刑者を除く。）又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）の選定、情報の提供その他の協力をを行い、その効果的かつ円滑な実施に努めること。

ア 支援事業実施要領8（1）イ（ア）に規定する職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布

イ 支援事業実施要領8（1）イ（イ）に規定する職業相談・職業紹介の実施及び求人情報の提供

ウ 支援事業実施要領8（1）イ（ウ）に規定するトライアル雇用の活用

#### (2) 職業訓練等の実施及び協力雇用主の開拓等

##### ア 職業訓練等の実施

刑事施設等の長は、就労支援の円滑な実施に資するため、雇用情勢に応じた職業訓練又は職業指導（以下「職業訓練等」という。）の種目を選定し、就労支援を必要とする受刑者等に対し、その釈放又は出院後の就労に役立つ職業訓練等を受ける機会を提供するように努めること。

##### イ 協力雇用主の開拓等

保護観察所及び安定所と連携を図りつつ、釈放又は出院後の就労に役立つ作業の提供及び受刑者等の就労の確保に協力する雇用主の開拓に努めること。

#### (3) 就労支援担当職員

刑事施設等の長は、刑事施設においては保護業務を担当する統括矯正処遇官及び主任矯正処遇官のうちから、少年院においては調査・支援業務又は1級の在院者に係る教育業務を担当する統括専門官及び専門官のうちから就労支援担当職員を指名し、保護観察所、更生保護法人及び安定所との連絡調整等を行わせること。

#### (4) 安定所職員の活動への協力

刑事施設等の長は、安定所の職員が当該刑事施設等内において就労支援を行うに当たっては、場所の提供、面接時間の確保その他就労支援の円滑な実施のために必要な協力を行うこと。

#### (5) 個人情報等の取扱い

##### ア 個人情報の保護

就労支援の実施に当たっては、その対象となる受刑者等の個人情報の保護に特に配意し、安定所に提供する情報は必要な限度にとどめること。

##### イ 釈放又は出院の時期に関する情報の取扱い

刑事施設等の長は、安定所の職員に対し、就労支援の対象となる受刑者等の釈放又は出院の時期を推知させるような情報を当該受刑者等に与えることのないよう協力を求めること。

## 2 就労支援の周知等

### (1) 就労支援の周知

刑事施設等の長は、受刑者等に対し、刑執行開始時指導又は新入時教育過程の期間において、就労支援の内容について確実に周知させるとともに、在所又は在院の期間を通じて、「生活のしおり」に記載することその他の方法により、その内容を知ることができるよう配慮すること。

### (2) 就労支援の対象者の拡充

刑事施設等の長は、上記(1)による周知のほか、刑執行開始時指導、3級の在院者に係る指導、処遇調査(刑執行開始時調査・再調査)、一般改善指導その他の機会において、面接指導を含む積極的な働き掛けを行い、就労支援の対象者の拡充に努めること。

また、刑事施設等の長は、就労支援の必要性が高い受刑者等に対し、職業訓練、職業指導、特別改善指導、生活指導、教科指導、安定所による職業相談・職業紹介、保護観察所との情報共有等を早期から継続的に行い、重点的な就労支援を行うよう努めること。特に、就労に関する知識や経験が不足しているなどにより、明確な就労意欲を有してはいないが、就労支援を実施する中で就労意欲を持つ見込みがある受刑者等及び満期釈放が見込まれる受刑者等については、積極的に就労支援の対象とするよう努めること。

## 3 支援対象者及び準支援対象者に対する就労支援の実施

### (1) 支援対象者及び準支援対象者の選定等

#### ア 支援対象者の選定

刑事施設等の長は、刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報を求人者に開示して職業相談・職業紹介を行う就労支援の対象者(以下「支援対象者」という。)として、次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当し、かつ、安定所との連携による就労支援の必要性が高いと認められる者を選定すること。ただし、支援対象者の条件を満たす者が多数いるためにそのすべてを選定できない場合には、就労意欲が高いと認められる者を優先的に選定すること。

(ア) 釈放又は出院の見込日からおおむね3月以内であること。ただし、就労に関する知識や経験が不足している等比較的長期の支援期間が必要である場合、仮釈放等が見込まれ、帰住予定地を含めて早期に生活環境の調整を行う必要がある場合等にあつては、安定所と協議の上、当該就労支援に必要な期間を確保するよう努めること。

(イ) 稼働能力を有すること。具体的には、身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある者は対象となるが、本人から疾病や障害のため就労が困難であるとの申立てがある者、刑事施設等の長が健康状態の回復に努めるべきと判断した者等は対象とはならない。

(ウ) 就労意欲を有すること。ただし、選定時に明確な就労意欲を有していなくても、就労支援を実施する中で就労意欲を持つ見込みがある者については、就労意欲を有するとみなして差し支えない。

(エ) 就労支援を受けることを希望していること。

(オ) 氏名、職歴その他の個人情報のほか、刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に收容されている事実についての情報を安定所及び求人者に対して開示することについて、同意していること。ただし、未成年である受刑者等にあつては、本人のほか、保護者が同意していなければならない。

#### イ 準支援対象者の選定

刑事施設等の長は、刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に收容されている事実についての情報を求人者に開示しないで職業相談・職業紹介を行う就労支援の対象者（以下「準支援対象者」という。）として、上記ア（オ）に該当しない者のうち、次の（ア）及び（イ）に該当するものであつて、安定所との連携による就労支援の実施が効果的であると認められる者を選定すること。ただし、準支援対象者の条件を満たす者が多数いるためにそのすべてを選定できない場合には、就労意欲が高いと認められる者を優先的に選定すること。

(ア) 上記ア（ア）から（エ）までに該当すること。

(イ) 氏名、職歴その他の個人情報を安定所及び求人者に対して開示するほか、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に收容されている事実についての情報を安定所に対して開示すること並びに釈放又は出院の見込日が就労開始見込日として求人者に開示されることについて、同意していること。ただし、未成年である受刑者等にあつては、本人のほか、保護者が同意していなければならない。

#### ウ 準支援対象者の選定に当たっての留意事項

支援対象者に選定するための要件のうち、上記ア（オ）の要件以外の要件を満たしている者について、上記ア（オ）の要件を満たす見込みがある場合は、安易に準支援対象者とするのではないようにすること。

#### エ 支援対象者及び準支援対象者の定員

刑事施設等の長は、年間の支援対象者又は準支援対象者の条件を満たす者の見込人員、釈放又は出院の見込人員をあらかじめ把握した上で、支援事業要領別添1「都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会設置要領」に基づく都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会等の機会において、実施可能な就労支援対象人員の調整を行うこと。

なお、実施可能な就労支援対象人員の調整後、仮釈放又は仮退院により、釈放又は出院の見込人員に大幅な変動が生じる場合は、改めて、変動後の見込人員を安定所に連絡し、実施可能な就労支援対象人員を調整すること。

### (2) 同意の確認

#### ア 告知事項

就労支援の実施に当たっては、次に掲げる事項について告知すること。

- (ア) 就労支援を受けることは任意であること。
- (イ) 支援対象者に対する職業相談・職業紹介については、氏名、職歴その他の個人情報のほか、刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報が安定所及び求人者に開示されること。
- (ウ) 準支援対象者に対する職業相談・職業紹介については、氏名、職歴その他の個人情報が安定所及び求人者に開示されるほか、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報が安定所に開示されること並びに釈放又は出院の見込日が就労開始見込日として求人者に開示されること。

#### イ 刑事施設等に対する同意書の提出

上記アの告知をした後、支援対象者については別紙1-1の同意書（支援対象者用）に、準支援対象者については別紙1-2の同意書（準支援対象者用）に署名したものを提出させること。

#### ウ 未成年者に関する特則

支援対象者又は準支援対象者が未成年のときは、その者に対して上記ア及びイの措置を執るほか、その保護者に対し、上記ア（ア）から（ウ）までに掲げる事項について告知し、支援対象者の保護者については別紙1-3の保護者の同意書（支援対象者用）に、準支援対象者の保護者については別紙1-4の保護者の同意書（準支援対象者用）に署名したものを提出させること。ただし、その者に保護者がいない場合又は保護者がいても同意を得ることができないと認められる相当の理由がある場合にあっては、この限りでない。

#### エ 同意書の保管

別紙1-1から別紙1-4までの同意書については、刑事施設等において保管し、安定所等には送付しないこと。

### (3) 支援対象者個人票Aの作成

#### ア 支援対象者個人票Aの提出

支援対象者又は準支援対象者に対する職業相談・職業紹介の実施に当たっては、その者に対し、別紙2の支援対象者個人票Aの氏名欄からその他の希望欄までに必要事項を記入したものを提出させること。ただし、必要と認める場合は、その全部又は一部を刑事施設等の職員が記入しても差し支えない。

#### イ 就職に対する具体的な希望、意向等があいまいである場合の取扱い

支援対象者個人票Aに記入するに当たって、就職に対する具体的な希望、意向等があいまいである場合は、就職についての希望欄については、可能な範囲で記入するものとして差し支えない。

#### ウ 求職申込書を同時に提出する場合の取扱い

支援対象者個人票Aと同時に、安定所が求職申込みを受けるに当たって提出を求める求職申込書を提出する場合は、支援対象者個人票Aの氏名欄からその他の希望欄までの記入を省略することができる。

なお、就労支援の円滑な実施のために必要と認められる場合は、安定所と協議の上、あらかじめ求職申込書を刑事施設等に備え付けておくなど、適宜の方法を取って差し支えない。

#### (4) 安定所に対する就労支援の協力依頼

##### ア 就労支援協力依頼書等の送付

刑事施設等の長は、支援対象者又は準支援対象者を選定した際は、その所在地を管轄する安定所（以下「刑事施設等所在地安定所」という。）の長に対し、別紙3の就労支援協力依頼書及び別紙4の支援対象者総括票を送付するほか、職業相談・職業紹介を依頼する場合は、上記（3）アにより提出された支援対象者個人票Aに必要事項を記載し、併せて送付すること。

なお、求職申込書が刑事施設等の長に対して提出されている場合は、当該求職申込書についても、刑事施設等所在地安定所の長に対して送付すること。

イ 上記アにかかわらず、刑事施設等の長は、支援対象者又は準支援対象者に対する求人情報の提供について、効果的な就労支援の実施のために特に必要と認められる場合において、刑事施設等所在地安定所が合意するときは、就職活動地安定所（原則として本人の帰住予定地を管轄する安定所をいい、本人が就職することを希望する地域を帰住予定地以外の地域でほぼ決めている場合であって当該地域を管轄する安定所による就労支援を本人が希望するときは当該安定所をいう。以下同じ。）に直接求人情報の提供を求めることができる。

##### ウ 準支援対象者に係る協力依頼における留意事項

準支援対象者に係る協力依頼に際しては、準支援対象者であることが分かるように、支援対象者総括票の刑名刑期（保護処分名）欄及び支援対象者個人票Aの備考欄に、「前歴非開示希望」と記載し、又は準支援対象者に記載させること。

なお、この記載がなされていない場合、安定所においては、支援対象者として取り扱われ、本人の刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報を求人者に伝達することを前提とした職業紹介が行われることとなることに留意すること。

##### エ 身上の変動に関する通知

刑事施設等の長は、安定所において支援対象者又は準支援対象者の求職申込みの受理がなされた後、その者の仮釈放又は仮退院の審理の開始又は再開、仮釈放日又は仮退院日の変更その他支援対象者又は準支援対象者の身上に係る変動が生じた場合は、その旨を安定所に対し適宜の方法により速やかに通知すること。

#### (5) 保護観察所等との連携協力

##### ア 身上変動通知書の送付

刑事施設等の長は、支援対象者又は準支援対象者として安定所に職業相談・職業紹介の実施を依頼した場合、トライアル雇用を活用することとした場合及び就職が内定等した場合には、犯罪をした者及び非行のある少年に対す

る社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令）第7条第4項に定める身上変動通知書により、地方更生保護委員会及び保護観察所に連絡すること。この場合において、採用を希望する事業主名、所在地及び住居の見通しを身上変動通知書に記載すること。また、その者に係る仮釈放等の審理が開始されているときは、あらかじめ、地方更生保護委員会及び保護観察所と連絡調整を行うこと。

なお、特に、トライアル雇用を活用して就職が内定等した場合の通知について遺漏のないよう留意すること。

イ 仮釈放等の審理若しくはその開始に係る調査又は生活環境の調整のための調査への協力

刑事施設等の長は、地方更生保護委員会が更生保護法（平成19年法律第88号）第25条第1項若しくは第36条第1項（同法第42条において準用する場合を含む。）に基づき、仮釈放等の審理若しくはその開始に係る調査を行い、又は同法第82条第3項に基づき、生活環境の調整のための調査を行うに当たっては、受刑者等の釈放又は出院後の就労の確保等に資するよう、刑事施設等における職業訓練又は就労支援の実施の有無等の情報を提供するなどして、必要な協力をすること。

ウ 就労支援の状況に係る情報の連絡

刑事施設等の長は、支援対象者又は準支援対象者のうち仮釈放若しくは仮退院を許す旨の決定を受けた者又は刑法（明治40年法律第45号）第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）第4条第1項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）であって実刑部分執行終了により釈放されるものについて、刑事施設等において本人に対して実施した就労支援の状況を、釈放又は出院後の保護観察を実施する保護観察所に対し身上変動通知書等により連絡し、継続的な就労支援が実施できるよう配慮すること。

(6) 就労支援の終了等

ア 就労支援の終了

支援対象者若しくは準支援対象者が釈放され、若しくは出院した場合又はその者につき就職先が決定した場合は、その者に対する就労支援を終了すること。

なお、就労支援を終了した場合には、安定所の長から刑事施設等の長に対し、別紙5の就労支援終了報告書をもって報告される。

イ 就労支援の打ち切り

支援対象者若しくは準支援対象者が就労支援の希望を取り下げた場合又はその者が正当な理由なく安定所の指導に繰り返し従わないことその他の事由により就労支援を継続しても効果が見込まれない場合には、安定所と協議の上、その者に対する就労支援を打ち切ることができること。

4 支援対象者及び準支援対象者以外の受刑者等に対する就労支援の実施

(1) 支援対象者及び準支援対象者以外の受刑者等に対する就労支援

支援対象者及び準支援対象者以外の受刑者等は、安定所による就労支援の対象外であるが、それらの者に対しても、できる限り釈放又は出院後の就労の確保に資するよう支援することが望ましいことから、必要と認められる場合は、安定所と協議の上、次に掲げる就労支援を実施して差し支えない。

ア 職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布

イ 求人情報の提供

(2) 求人情報の提供の協力依頼

上記(1)により、支援対象者及び準支援対象者以外の受刑者等に対して求人情報の提供を行う場合は、刑事施設等の長は、刑務所等所在地安定所に対し、求人情報の提供を求める受刑者等のイニシャル等、求人情報の検索に必要な希望条件その他の情報のみを適宜の様式の書面により提供すること。

5 支援対象者又は準支援対象者への切り替え

受刑者等が、上記4(1)による就労支援を受けた後、職業相談・職業紹介の実施を希望する場合には、本人の意向を確認し、支援対象者又は準支援対象者として選定することが適当と認められる場合は、上記3の手續に基づき、支援対象者又は準支援対象者として選定し、職業相談・職業紹介を実施すること。

6 釈放又は出院後の就労支援に向けた関係機関との連携

(1) 釈放又は出院後の就労支援についての告知等

刑事施設等の長は、釈放され、又は出院する受刑者等に対し実施した就労支援の状況等について必要に応じて保護観察所に情報提供すること、また、当該受刑者等に対して、保護観察所と連携して、保護観察所が実施する就労支援の内容の周知、利用の勧奨をすることなどにより、釈放又は出院後を通じて、継続的かつ一貫した就労支援の実施に配慮すること。

また、釈放され、又は出院する受刑者等のうち、安定所による就労支援（釈放又は出院前に就職が決定した支援の対象となる受刑者等に対する釈放又は出院後の職場適応・定着支援を含む。）を希望するものに対しては、釈放前の指導又は1級の在院者に係る指導時に、次に掲げる事項について説明すること。

ア 釈放され、又は出院した受刑者等のうち、次に掲げるものについて、安定所による就労支援を受けることができること。ただし、釈放され、又は出院した受刑者等が保護観察所を通じないで求職申込みをした場合は、「自発的な求職活動を行う者」として取り扱われ、安定所による就労支援を受けることができないこと。

(ア) 更生保護法第40条（同法第42条において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者

(イ) 保護観察付一部猶予者

(ウ) 更生保護法第85条第1項に規定する更生緊急保護の対象者

イ 釈放又は出院前に求職申込みをしている場合であって、釈放又は出院後も安定所による就労支援の対象となるときは、求職登録の内容が就職活動地安定所に引き継がれていることから、就職活動地安定所に対し、ハローワーク



カードを提示し、又は求職番号を告げること。

(2) 就職活動地安定所における担当者名の通知

刑事施設等の長は、刑事施設等所在地安定所から、支援対象者又は準支援対象者を担当する就職活動地安定所の職員の氏名等が通知された場合は、それを支援対象者又は準支援対象者に伝達すること。

(3) 保護カードの交付等

刑事施設等の長は、受刑者が懲役若しくは禁錮の刑の執行の終了のため釈放される場合（実刑部分執行終了（刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、一部猶予期間中保護観察に付されなかった場合に限る。）により釈放される場合を含む。）及び少年院在院者が退院する場合において、その者が安定所による就労支援を受けることを希望するときは、平成20年5月29日付け法務省保観第443号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「更生緊急保護に関する手続等の取扱いについて」別紙更生緊急保護手続取扱要領3（1）により保護カードを交付すること。この場合、保護カードの「更生緊急保護の必要性に関する意見・参考事項」欄に、「就労支援」と記載すること。

なお、当該受刑者等の釈放又は出院後、保護カードの提示を受けた保護観察所の長から当該受刑者等について照会を受けた場合には、当該受刑者等の生活環境の調整を実施した保護観察所名、当該受刑者等に対して刑事施設等内で実施した就労支援の概要等について、速やかに回答すること。

(4) 就職活動地安定所に対する情報の提供

刑事施設等の長は、就職活動地安定所に対して釈放又は出院前に当該刑事施設等において実施された就労支援の状況を伝達することが釈放又は出院後の安定所による就労支援を効率的に行うために特に必要であると認められる場合において、刑事施設等所在地安定所が合意するときは、直接、就職活動地安定所に情報の提供をすることができること。この場合において、就職活動地安定所に対する情報の提供は、別紙6の就労支援状況連絡票のほか、支援対象者総括票、支援対象者個人票Aの写しその他必要な書類を送付することにより実施すること。

## 刑務所出所者等就労支援事業実施要領

## 1 趣旨及び目的

刑務所出所者等（刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。）に収容されている懲役受刑者、禁錮受刑者及び少年院に収容されている在院者（以下「受刑者等」という。）並びに更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更生緊急保護の対象者（以下「保護観察対象者等」という。）をいう。以下同じ。）の就労の確保は、その改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要である。

このため、公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設（刑事施設及び少年院をいう。以下同じ。）・更生保護機関（保護観察所及び更生保護法人等（更生保護法人及び更生保護施設を運営する法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）と連携して、以下のとおり、刑務所出所者等就労支援事業（以下「支援事業」という。）を実施する。

## 2 支援事業の概要

安定所の長（以下「安定所長」という。）は、刑務所出所者等の就労支援について、矯正施設の長又は保護観察所の長（以下「保護観察所長」という。）から協力依頼がなされた場合には、次のとおり支援事業を行うものとする。なお、別途通知するところにより安定所の就職支援ナビゲーター（就労支援分）（以下「ナビゲーター」という。）を駐在させる矯正施設に収容されている受刑者等に対する支援事業の支援対象者や内容等については、同通知によるものとする。

- (1) 受刑者等である支援事業の対象者（以下「支援対象者」という。）及び「支援対象者」に準じた支援事業の対象者（以下「準支援対象者」という。）（以下両者を「支援対象者等」という。）については、矯正施設の職員と連携を図りつつ、矯正施設における職業相談、職業紹介、職業講話、求人・雇用情報の提供等の支援を行うこと。
- (2) 保護観察対象者等である支援対象者等については、更生保護機関の職員と連携を図りつつ、個別の面接を行う等により、適切な支援メニューを選定し、選定された支援メニューに基づき、就労支援を行うこと。

## 3 支援対象者等の範囲

支援対象者等の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

## (1) 受刑者等である「支援対象者」の範囲

受刑者等である「支援対象者」は、次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、安定所との連携による支援事業の活用により就労の確保が期待できる者として矯正施設の長が選定し、安定所長へ就労支援の協力依頼を行った者とする。

る。

ア 釈放又は出院の見込み日からおおむね3月以内であること。

ただし、就労に関する知識や経験が不足している等比較的長期の支援期間が必要である場合、仮釈放等が見込まれ、帰住予定地を含めて早期に生活環境の調整を行う必要がある場合にあっては、矯正施設と安定所の協議の上、釈放又は出院の見込み日からおおむね3月以内という期間にかかわらず、当該就労支援に必要な期間を確保するよう努めること。

なお、少年院に収容されている在院者については、職業相談に一定の時間を要する機会が多いことから、職業意識の形成が一定程度進んできている段階にある者であれば、出院時期による制限については弾力的な運用を行って差し支えないこととする。

イ 稼働能力を有すること。

具体的には、身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある者は対象となるが、本人から疾病や障害のため就労が困難であるとの申立てがある者、矯正施設の長が健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象とならない。

ウ 就労意欲を有すること。

ただし、選定時に明確な就労意欲を有していなくても、就労支援を実施する中で就労意欲を持つ見込みがある者については、就労意欲を有するとみなして差し支えない。なお、「支援対象者」の候補となる者が多数いる場合には、矯正施設の長が就労意欲が高いと判断した者を優先的に「支援対象者」とすること。

エ 支援事業への参加を希望していること。

オ 求人者に対する犯罪等の前歴及び矯正施設に収容されている事実についての情報の開示に同意していること。

ただし、未成年者にあつては、本人及び保護者が同意している場合に限ること。

## (2) 受刑者等である「準支援対象者」の範囲

受刑者等である「準支援対象者」は、上記(1)に示す受刑者等である「支援対象者」の要件のうち、アからエのいずれにも該当するものの、オ（前歴等情報の開示の同意）に該当しない者であつて、かつ、安定所との連携による支援事業の活用により就労の確保が期待できる者として矯正施設の長が選定し、安定所への就労支援の協力依頼を行った者とする。

## (3) 保護観察対象者等である「支援対象者」の範囲

保護観察対象者等である「支援対象者」の範囲は、次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、安定所との連携による支援事業の活用により就労の確保が期待できる者として保護観察所長が選定し、安定所長へ就労支援の協力依頼を行った者とする。

ア 稼働能力を有すること。

具体的には、身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある

者は対象となるが、本人から疾病や障害のため就労が困難であるとの申立てがある者、保護観察所長が健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象とならない。

イ 就労意欲を有すること。

ただし、選定時に明確な就労意欲を有していなくても、就労支援を実施する中で就労意欲を持つ見込みがある者については、就労意欲を有するとみなして差し支えない。なお、「支援対象者」の候補となる者が多数いる場合には、保護観察所長が就労意欲が高いと判断した者を優先的に「支援対象者」とすること。

ウ 住居が安定しているか、又は住居を確保する見込みのあること。

エ 支援事業への参加を希望していること。

オ 求人者に対する犯罪等の前歴についての情報の開示に同意していること。

ただし、未成年者にあつては、本人及び保護者が同意している場合に限ること。

(4) 保護観察対象者等である「準支援対象者」の範囲

保護観察対象者等である「準支援対象者」は、上記(3)に示す保護観察対象者等である「支援対象者」の要件のうち、アからエのいずれにも該当するものの、オ（前歴等情報の開示の同意）に該当しない者であつて、かつ、安定所との連携による支援事業の活用により就労の確保が期待できる者として保護観察所長が選定し、安定所長へ就労支援の協力依頼を行った者とする。

(5) その他の就労を希望する刑務所出所者等

就労を希望する刑務所出所者等のうち、釈放後又は出院後に保護観察対象者等とならない者や、支援事業への参加を希望しない者など、「支援対象者」にも「準支援対象者」にも該当しない者が安定所に求職申込みを行った場合は、自発的な求職活動を行う者として取り扱い、専門援助部門等における職業相談・職業紹介による就労支援を行うものとする。この場合の就労支援の期間は、通常の求職登録有効期間と同じである。

ただし、平成18年3月31日付け職発第0331039号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添2「刑務所出所者等就労支援事業に係るトライアル雇用事業実施要領」（以下「トライアル雇用事業実施要領」という。）2(2)ロに該当する者については、同要領に定めるトライアル雇用を活用することができる。

## 4 支援事業の実施体制

(1) 協議会等の設置

ア 各都道府県に、矯正施設の長、保護観察所長、都道府県労働局職業安定部長、矯正施設又は保護観察所の所在地を管轄する安定所長等から構成される都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する（別添1（都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会設置要領）参照）。

協議会は、関係機関の連携を図り、支援事業の年間実施計画の策定、実施手順の調整等を行う。

イ 協議会の下部組織として、都道府県労働局及び更生保護機関の所在地を管轄する安定所の職員並びに更生保護機関の職員から構成される刑務所出所者等就労支援事業連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する（別添2（刑務所出所者等就労支援事業連絡会設置要領）参照）。

連絡会では、更生保護機関と安定所との具体的連携方策の検討、事業の実施状況等についての情報交換、相互の業務に関する研修等を行う。

## (2) 責任者の設置

矯正施設の所在地又は支援対象者等の就職活動地を管轄する各安定所に、当該安定所の職員のうちから支援事業の担当責任者（以下「責任者」という。）を設置する。

責任者は、就労支援チームの構成員として支援メニューの選定等を行うほか、当該安定所内における支援事業の実施状況を把握し、支援事業の円滑な実施を図る。

## (3) ナビゲーターの設置

矯正施設又は更生保護機関の所在地を管轄する安定所に、支援対象者等の早期の就職を支援するナビゲーターを設置する（別添3（就職支援ナビゲーター（就労支援分）設置要領）参照）。ただし、ナビゲーターの設置は、予算配賦の範囲内で行う。

ナビゲーターは、更生保護機関と連携を図りつつ、支援対象者等が早期に就職できるように支援するとともに、矯正施設とも連携を図りつつ、協力雇用主（犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいう。以下同じ。）を対象とした求人の開拓並びにトライアル雇用主及び職場体験講習委託事業主の開拓等を行う。また、就労支援チームの構成員として、支援対象者等との面接、及び矯正施設又は更生保護機関との連絡調整、矯正施設又は更生保護機関からの質疑対応等を行う。

## (4) 就労支援チームの設置

ア 支援対象者等の就職活動地を管轄する安定所（以下「就職活動地安定所」という。）に、保護観察所の保護観察官並びに就職活動地安定所の責任者及びナビゲーター（当該安定所にナビゲーターが設置されていない場合は、ナビゲーターを構成員から除く。）から構成される就労支援チームを設置する（別添4（刑務所出所者等就労支援チーム設置要領）参照）。

イ 就労支援チームは、支援対象者等との面接等を行い、支援メニューを選定し、支援事業を推進する。

ウ なお、就労支援チームは、支援の実務担当者が関与することにより、よりきめ細かな就労支援が可能となると考えられることから、必要に応じ、各個別ケースごとに、担当保護司、更生保護法人等（更生保護施設）の職員（本人が更生保護施設に入所する場合）に協力を求めるか、あるいはこれらの職員

を就労支援チームの構成員として位置づけることにより、それらの職員の就労支援チームへの当初からの積極的な参画を求めるものとする。

## 5 支援期間

支援事業を行う期間（以下「支援期間」という。）は、下記6に該当する場合を除き、次の期間とする。

### (1) 受刑者等である支援対象者等に対する支援期間

受刑者等である支援対象者等に対する支援期間は、下記8(1)アの支援事業の協力依頼のあった日から矯正施設から釈放又は出院する日までとする。

### (2) 保護観察対象者等である「支援対象者」に対する支援期間

保護観察対象者等である「支援対象者」に対する支援期間は、下記8(2)アの支援事業の協力依頼のあった日から次のアからウまでに掲げる日のうち最も遅い日までとする。ただし、就職後、職場適応・定着についての支援を実施する場合においては、就職日から6月後の応当日までとする。

ア 求職の申込みが受理された日から6月後の応当日

イ 公共職業訓練、求職者支援制度における職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）又は職場体験講習の終了日から3月後の応当日

ウ トライアル雇用が終了する日

### (3) 保護観察対象者等である「準支援対象者」に対する支援期間

保護観察対象者等である「準支援対象者」の支援期間は、就労支援の協力依頼のあった日から、次のアからウまでに掲げる日のうちいずれか遅い日までとする。

ア 求職の申込みが受理された日の属する月の翌々月の末日

イ 本人が全国のいずれかの安定所で最後に職業相談・職業紹介を受けたことが記録されてから1ヶ月経過する日の属する月の末日

ウ 本人が全国いずれかの安定所で最後に公共職業訓練又は求職者支援訓練を行ったことが記録された日の属する月の末日

## 6 支援期間の延長

### (1) 保護観察対象者等の支援期間の延長の要件

ア 支援期間を満了しても就労に至らない保護観察対象者等である「支援対象者」であって、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するなど、安定所が行う支援事業に積極的に取り組んでおり、かつ、支援事業を延長することにより就労の確保が期待できると当該「支援対象者」の支援を実施していた安定所長が判断する者については、その者の希望を聴取した上で、支援期間を延長することができる。

(ア) 職業相談に欠かさず来所するなど、積極的に安定所による支援を受けていたこと。

(イ) トライアル雇用終了後に雇用に移行しなかった理由が、一方的に「支援対象者」に起因するものではないと考えられること。

(ウ) 公共職業訓練又は求職者支援訓練の出席率が高いなど、積極的に職業能力開発に取り組んでいたこと。

(エ) 安定所の提示する求人に積極的に応募していたこと。

イ 支援期間を満了しても就労に至らない保護観察対象者等である「準支援対象者」であって、上記ア(ア)、(ウ)又は(エ)に該当するなど、安定所が行う支援事業に積極的に取り組み、かつ、支援期間の満了前（支援期間の終了月）に引き続きあっせんの継続を申し出た場合であって、支援事業を延長することにより就労の確保が期待できると当該「準支援対象者」の支援を実施していた安定所長が判断する者については、支援期間を延長することができる。

## (2) 延長した場合の支援期間

ア 保護観察対象者等である「支援対象者」については、上記5(2)を準用する。この場合において、5(2)ア中「求職の申込みが受理された日」とあるのは「支援期間の延長が決定された日」と読み替えるものとする。

イ 保護観察対象者等である「準支援対象者」については、1ヶ月単位で延長する。

## (3) 支援メニューの選定

支援期間を延長した場合、責任者は、支援対象者等の就労についての希望、能力の変化、就職に至らなかった原因等を的確に把握し、引き続き同一の支援メニューを実施することが効果的であると判断する場合を除き、延長前に行った支援メニュー以外の支援メニューを選定する。

## 7 支援期間の調整

上記5又は6の規定による支援対象者等の支援期間の満了日が当該支援対象者等の保護観察期間又は更生緊急保護期間の満了日を超える場合には、上記5又は6の規定にかかわらず、保護観察期間又は更生緊急保護期間の満了日を支援期間の満了日とする（職場適応・定着支援を除く。）。

ただし、保護観察所の職員から、当初の保護観察期間又は更生緊急保護の満了日までに、当該支援対象者等に対し更生緊急保護を適用又はその期間を延長する見込みである旨の連絡があった場合、支援機関の調整を留保することとし、保護観察所長から、当該支援対象者等に対し更生緊急保護を適用又はその期間を延長した旨の連絡があった場合、支援期間の満了日は、次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、同項に掲げる日とする。

(1) 適用又は延長後の更生緊急保護期間の満了日が、支援期間の満了日以前である場合 適用又は延長後の更生緊急保護期間の満了日

(2) 適用又は延長後の更生緊急保護期間の満了日が、支援期間の満了日を超える場合 支援期間の満了日

## 8 支援事業の協力依頼及び内容

支援事業は、支援対象者等の生活環境、本人の希望、能力、適性等を勘案し、責任者が中心となって、以下の要領で行う。

(1) 受刑者等に対する支援の協力依頼及び内容

ア 支援事業の協力依頼

釈放予定又は出院予定の受刑者等に対する就労支援の協力依頼は、矯正施設の長から、矯正施設の所在地を管轄する安定所（以下「矯正施設所在地安定所」という。）の長に対して行われる。

当該協力依頼は、矯正施設の職員から、就労支援の協力依頼書及び連絡票が担当の責任者に送付されることによって行われることとなるが、具体的な手順は、以下のとおり。

(ア) 矯正施設の職員から、「就労支援協力依頼書」（別添5）及び「支援対象者総括票」（別添6）からなる連絡票が矯正施設所在地安定所の責任者に送付される。

なお、支援対象者等が下記イ(イ)のうちの「職業相談・職業紹介」を希望する場合には、個人情報の提供について支援対象者等の同意を得た上、当該支援対象者等に係る個人票A（別添7）も併せて送付される。

この場合、個人票Aの「就職についての希望欄」は可能な範囲で記入するものとして差し支えなく、また個人票Aの1枚目については求職申込書そのものへの記入に代えることとして差し支えない。

(イ) 受刑者等である「準支援対象者」については、本人が職業相談・職業紹介を希望した場合、「支援対象者総括票」の刑名刑期（保護処分名）欄及び「支援対象者個人票A」の備考欄に「前歴等非開示希望」と記載する。

(ウ) 上記(ア)の連絡票が送付された後、責任者は、矯正施設の職員と、電話等を利用して、希望就労支援内容、実施時期、支援対象者等についての情報交換を行うとともに、連絡票については、「支援対象者」と「準支援対象者」を別々に管理・保管する。

なお、連絡票の送付時期については、協議会において事前に調整する。

イ 受刑者等である支援対象者等に対する支援の方法及び内容

(ア) 職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布

安定所の職員又はナビゲーターは、矯正施設を訪問し、支援対象者等に対して、職業講話を実施するとともに、釈放後又は出院後の就職活動を容易にするための求職活動ガイドブックを配布する。

なお、職業意識や就労意欲が、求職活動を遂行できる程度までに形成されておらず、支援対象者等に該当しない受刑者等に対しても、それらの者の職業意識や就労意欲を喚起するため、職業講話を実施し、又は求職活動ガイドブックを配布して差し支えないものとする。

(イ) 職業相談・職業紹介の実施及び求人情報の提供

安定所の職員又はナビゲーターは、原則として、矯正施設を訪問し、支援対象者等の求職申込みを受けるとともに、当該支援対象者等の希望を十分に聴取した上で、釈放後又は出院後の円滑な就職のための職業相談・職業紹介を行う。具体的には、釈放予定又は出院予定の受刑者等の中には、就労経験が乏しいことなどにより適切な就職活動の方法を知らない、就労



の意義と必要性が実感できていない、耐性が乏しい、自己評価が適切にできない等の問題を抱え、就職が困難な状況にある者も多いことから、下記 i から x までの事項を中心に、個人ごとによりきめ細かく実施することにより、効果的な就労支援を行う。なお、就労支援に当たっては、求職受理及び安定所が提供する各種サービス内容の説明に留まらず、矯正施設在所中の就職内定を目指し、職業相談・職業紹介を、原則として、複数回実施すること。

求人情報の提供に当たっては、単に表面的な希望条件に合致する求人を検索して提供するのではなく、綿密な職業相談を行う中で、本人がその求人に直接応募できる程度までに、本人の能力と適性に応じた的確な求人を絞り込んでそれを提供する。具体的には、矯正施設所在地安定所が、ハローワークシステムによって検索した情報や、就職活動地安定所に照会して把握した情報を支援対象者等に対して提供する方法を原則とする。ただし、矯正施設と矯正施設所在地安定所の合意した場合、矯正施設所在地安定所が就職活動地安定所に事前に連絡した上で、矯正施設が就職活動地安定所に直接照会して把握した情報を支援対象者等に対して提供する方法も可能とする。おって、就職活動地安定所は、矯正施設所在地安定所又は矯正施設からの照会に対して、可能な限り、協力雇用主の求人情報の提供に努めるものとする。

また、紹介する求人については、支援対象者等の希望、能力、適性等を考慮し、常用雇用のみではなく、パート雇用も含め自立を促進することができる職業を幅広く選定する。

- i 求人状況及び雇用情勢の説明
- ii 個人票に基づく支援対象者等の状況の再確認
- iii 釈放後又は出院後における安定所の活用方法の説明
- iv 就職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消
  - ・ 労働の意義の理解
  - ・ 自己の能力の把握
- v 就職にかかる希望・ニーズ（業種、雇用形態、就労時期等）の詳細な把握
- vi これまでのキャリアの棚卸しの支援
- vii 履歴書・職務経歴書の作成指導
- viii 求人情報の提供
- ix 支援対象者等のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援
- x 「支援対象者」に対するインターネットテレビ電話を活用した遠隔地企業説明会及び遠隔地面接会の実施

なお、インターネットテレビ電話を活用した遠隔地企業説明会等の実施については、「釈放予定の受刑者に対する遠隔地企業説明会及び遠隔地面接会の実施要領」（別添 12）による。

(ウ) トライアル雇用の活用

受刑者等のうち「支援対象者」であって、釈放後又は出院後に、直ちに常用雇用による就職は困難であり、その職業経験、技術、知識等から判断して、就職の実現には一定期間のトライアル雇用を経ることが適当である者に対しては、トライアル雇用事業実施要領により、トライアル雇用を活用する。

ウ 安定所の職員から矯正施設の職員への連絡及び適切なフォローアップ

当該支援対象者等の取組状況に問題が生じた場合、責任者は、矯正施設の職員と連携し、問題を解決する。

支援対象者の応募が不調に終わった場合には、その原因を分析し、職業相談を行うなど適切なフォローアップを行う。

当該支援対象者等に係る事業を終了する場合、安定所の職員は、「就労支援終了報告書」(別添8)により、矯正施設の職員に対して終了の報告をする。

なお、就労支援終了報告書の送付時期については、協議会において事前に調整する。

エ 釈放後又は出院後のフォローアップ

(ア) 支援の引継ぎ

就労支援を希望する受刑者等のうち、釈放後又は出院後において安定所による支援(釈放前又は出院前に就職が決定した支援対象者等に対する釈放後又は出院後の職場適応・定着支援を含む。)を希望する者については、次によって関係機関相互で的確な引き継ぎを行うものとする。

① 矯正施設所在地安定所から就職活動地安定所への求職連絡等

矯正施設所在地安定所は、受刑者等である支援対象者等が既に求職登録をしている場合は、当該支援対象者等の釈放後又は出院後の帰住予定地又は就職活動地の安定所に対して、本人に係る求職連絡等を行い、保護観察所と連携を図りつつ、支援事業を継続する。特に、8(1)イ(ウ)のトライアル雇用を活用して就職が内定等した場合は、職場適応・定着支援のために必ず求職連絡等を行い、確実に引き継ぎを行うものとする。ただし、受刑者等が釈放後又は出院後に保護観察対象者等とならない場合は、支援事業の対象とならないので、求職連絡等を受けた安定所の専門援助部門等における職業相談・職業紹介による就労支援を行うものとする。

求職連絡等は、矯正施設所在地安定所が、本人に対して行われた支援の内容や本人の就職希望状況等の情報を、ハローワークシステム上の本人に係る求職管理情報に記録するか、支援対象者個人票 A 等の関係書類を就職活動地安定所に対して送付するとともに、本人の求職番号を就職活動地安定所に伝えることによって行うものである。これにあわせて、本人に対しては、釈放後又は出院後に就職活動地安定所に対して、ハローワークカードを提示するか求職番号を告げることにより、求職登録の

内容が就職活動地安定所で引継がれて円滑な職業相談・職業紹介ができる仕組みとなっている旨を、矯正施設を通じて伝えることとする。

また、必要に応じて、矯正施設所在地安定所が就職活動地安定所の担当者名を確認して、これを矯正施設を通じて本人に対して伝達する。

求職連絡を受けた就職活動地安定所は、本人に対して行われた支援の内容を確実に引き継ぎ、釈放後又は出院後の支援の内容に反映させるため、求職連絡があった者のリストを作成するものとする。

## ② 矯正施設から保護観察所への連絡

受刑者等が支援対象者等として安定所に職業相談・職業紹介の実施を依頼した場合及びその者の就職が内定等した場合には、矯正施設から当該矯正施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び当該者の生活環境の調整を実施している保護観察所へ連絡されることとなっている。このとき、8(1)イ(ウ)によりトライアル雇用を活用して就職が内定等した場合の連絡については遺漏のないよう特に留意して行うこととなる。

また、支援対象者等である受刑者等は、矯正施設から当該者の生活環境の調整を実施する保護観察所に対して、矯正施設が本人に対して行った就労支援の状況についての情報が連絡されることとなっている。

一方、受刑者等のうち満期釈放、実刑部分執行終了（刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、一部猶予期間中保護観察に付されなかった場合に限る。）による釈放又は満期退院の者は、保護観察の対象とはならないが、任意の保護観察所に出頭して保護を申し出ることによって更生緊急保護の対象となった者であって、そのうち就労支援を希望する者については、釈放時又は退院時に本人に交付された保護カードを活用するなどして当該保護観察所と矯正施設の間で、本人に対する就労支援の状況についての情報が連絡されることとなっている。

なお、保護観察所は、就労支援を希望する保護観察対象者等について、矯正施設において既に協力依頼が行われているか否か、あるいは矯正施設から以上のような連絡があったか否かにかかわらず、改めて協力依頼の手続きを行うこととなる。

### (イ) 矯正施設から安定所への情報提供

受刑者等が釈放後又は出院後において支援事業による安定所の就労支援を希望する場合は、矯正施設と矯正施設所在地安定所の合意の下に、当該矯正施設内で行われた就労支援の状況を、矯正施設から就職活動地安定所に対して、釈放前又は出院前に、必要に応じて直接情報提供することを可能とする。

その場合、「就労支援状況連絡票」（別添 13）に、支援対象者総括票、支援対象者個人票 A 及び必要に応じてその他の関係書類を添付して送付される。

なお、釈放又は出院した者に係る就労支援の協力依頼は、あくまでも保護観察所から就職活動地安定所に対して行われるものであり、また、当該

情報提供によって、情報提供を行った矯正施設に対して支援対象者等の就職状況等についての報告を行う責を安定所に負わせるものでないことに留意する。

#### オ 支援に当たっての留意事項

(ア) 受刑者等である支援対象者等の帰住予定地又は就職活動地が、矯正施設所在地安定所の管轄外にある場合が多いことに留意し、釈放後又は出院後に円滑な就職活動が行えるよう、帰住予定地及び就職活動地の安定所と連携して求人情報の提供等を行う。

(イ) 受刑者等である支援対象者等との職業相談に当たっては、当該支援対象者等に釈放又は出院の時期を推知させるような情報を与えたり、また、その犯した罪や非行の内容等について質問することのないよう十分に留意する。

#### (2) 保護観察対象者等に対する支援事業の協力依頼及び内容

##### ア 支援事業の協力依頼

保護観察対象者等に対する就労支援の協力依頼は、保護観察所長から、就職活動地安定所の長に対して行われる。

当該協力依頼は、保護観察所の職員から、就労支援の協力依頼書及び連絡票が、担当安定所の責任者に送付されることによって行われることとなるが、具体的な手順は、以下のとおり。

(ア) 保護観察所の職員から、「就労支援協力依頼書」(別添9)、「支援対象者総括票」及び「支援対象者個人票A」からなる連絡票(別添10)が、個人情報を提供することに対する支援対象者等の同意を得た上、担当の責任者に送付される。

この場合、個人票Aの「就職についての希望欄」は可能な範囲で記入するものとして差し支えなく、また個人票Aの1枚目については就職申込書そのものへの記入に代えることとして差し支えない。

(イ) 保護観察対象者等である「準支援対象者」については、「支援対象者総括票」の刑名刑期(保護処分名)欄及び「支援対象者個人票A」の備考欄に「前歴等非開示希望」と記載する。

(ウ) 上記(ア)の連絡票が送付された後、責任者は、保護観察所の職員と、電話等を利用して、支援対象者等についての情報交換を行うとともに、連絡票については、「支援対象者」と「準支援対象者」を別々に管理・保管する。

なお、保護観察所長が就労支援の協力依頼を行う安定所長、連絡票の送付時期等については、協議会において事前に確認又は調整する。

##### イ 支援対象者等との面接等

就労支援チームは、個別の面接、メニュー選定ケース会議の開催等により、支援対象者等の生活環境等を把握するとともに、本人の希望、能力、適性等を勘案し、適切な支援メニューを選定することとなるが、具体的には以下のとおり。

就労支援チームは、保護観察所長から安定所長に対し就労支援の協力依頼があった場合、原則として、当該就職活動地安定所において支援対象者等との面接を実施し、アンケート等も活用して、支援対象者等の希望、就労意欲等を聴取する。特に、支援対象者等の求人者に対する犯罪等の前歴についての情報開示に関する同意（未成年者にあつては、本人及び保護者の同意）の有無を確認する。

なお、就労支援チームが支援対象者等に対して面接等を行うに当たっては、特に初回面接における対応が重要であることを認識し、本人に対して支援事業のメリットを十分に理解させた上で、支援を受けて就職活動を積極的に行うことができるよう就労意欲の喚起に努める。

面接の結果、責任者が上記3(3)又は(4)の要件を満たさないと判断する者については、保護観察官と協議の上、支援事業の対象としないことができる。

就労支援チームは、面接終了後、メニュー選定ケース会議を開催し、下記オ①の支援メニューについては、原則として、全ての「支援対象者」に対して選定し、②から⑨までの支援メニューについては、その中から「支援対象者」にふさわしいものを選定する。

支援メニューの選定に当たっては、責任者の意見を尊重し、選定した支援メニューについては、「支援対象者個人票B」（別添8の別紙）に記載するとともに、支援開始後においては、支援を行う安定所の職員は、随時、就労支援チームの構成員である保護観察官と協議し、支援メニューの追加等の見直しを行う。

#### ウ 求職の受理

選定した支援メニューに基づき就労支援を行う安定所の職員及びナビゲーターは、支援対象者等が来所して求職の申込みをしたときは、これを受理する。

#### エ 「支援対象者」に対する支援の方法及び内容

##### ① 求職者担当者制による職業相談・職業紹介

原則として、すべての「支援対象者」に対し、安定所の専門援助部門において求職者担当者制による職業相談・職業紹介を実施する。

具体的には、安定所の職員及びナビゲーターは、当該「支援対象者」の希望を十分に聴取して早期就職のための計画を策定した後、予約制などを活用して支援のための時間を十分確保した上で、必要に応じ、保護観察官、担当保護司、更生保護法人等の職員等と連携しつつ、下記 i から x v までの事項を中心として、「支援対象者」ごとに、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援をきめ細かく実施する。求人情報の提供については、保護観察官、担当保護司及び下記(3)の特例の適用を受ける更生保護法人等の職員からの求めに応じ、それぞれの担当の安定所がそれらの職員を通じて、本人の希望条件に適合した求人情報の提供を行うことも可能とする。

また、紹介する求人については、「支援対象者」の希望、能力、適性等を考慮し、常用雇用のみではなく、パート雇用も含め自立することができ

る職業を幅広く選定する。

- i 支援事業の説明
- ii 管内の求人状況及び雇用情勢の説明
- iii 個人票に基づく「支援対象者」の状況の再確認
- iv 安定所の活用方法の説明
- v 求職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消
  - ・ 労働の意義の理解
  - ・ 自己の能力の把握
- vi 就職にかかる希望・ニーズ（業種、雇用形態、就労時期等）の詳細な把握
- vii 受講すべきセミナー等の選定
- viii これまでのキャリアの棚卸しの支援
- ix 履歴書・職務経歴書の作成指導
- x 「支援対象者」のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援
- xi 応募先企業に関する情報の収集方法の教示
- xii 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削
- xiii 特定の求人に応募するための面接シミュレーション
- xiv 応募が不調に終わった場合の理由の特定と今後の対応の検討
- xv 「支援対象者」に対する下記⑧の身元保証システムの活用及び事業主に対する当該制度の説明による採用等への不安の軽減

## ② 職場体験講習の実施

就職に不安を有する「支援対象者」のうち、実際の職場環境や業務を体験させ、就労への適応を図ることにより、就職に結びつく可能性の高い者に対しては、職場体験講習の受講を推薦し、その活用を図る。職場体験講習の受講推薦に当たっては、平成18年3月31日付け職発第0331039号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添1「刑務所出所者等就労支援事業に係る職場体験講習実施要領」による。

なお、「支援対象者」の中には、就労経験に乏しい者が多いと見込まれることから、職場体験講習中も、安定所の職員又はナビゲーターは、保護観察官又は担当保護司と連携して、職場体験講習受入事業所を訪問するなど、職場の理解促進、不安の除去について配慮する。

## ③ トライアル雇用の実施

直ちに常用雇用による就職は困難であり、その職業経験、技術、知識等から判断して、就職の実現には一定期間のトライアル雇用を経ることが適当である「支援対象者」に対しては、トライアル雇用を実施する。トライアル雇用の実施に当たっては、トライアル雇用事業実施要領による。

なお、「支援対象者」は就労経験が少ない者が多いと見込まれることから、トライアル雇用期間中も、安定所の職員又はナビゲーターは、保護観察官又は担当保護司と連携して、「支援対象者」又は雇用主に対して電話

等による定期的な連絡を行うことでトライアル雇用の状況を把握し、必要に応じ、「支援対象者」又は雇用主から相談を受けたり、「支援対象者」に助言するなどの支援を行う。

④ セミナー及び事業所見学会の実施

求職活動の経験、就労経験が乏しい「支援対象者」に対しては、就職活動のノウハウの習得や事業所の実態に係る理解の促進を図ることを目的として、求職活動を支援するセミナー又は事業所見学会を実施する。セミナー及び事業所見学会の実施に当たっては、平成 18 年 3 月 31 日付け職発第 0331039 号「刑務所出所者等就労支援事業（委託事業）の実施について」別添 3「刑務所出所者等就労支援事業に係るセミナー及び事業所見学会実施要領」による。

⑤ 公共職業訓練の受講あっせん

安定所は、就労を実現するため、職業能力が不足し能力開発が必要と判断される「支援対象者」に対して、求職活動期間のなるべく早期に受講のあっせんを行うよう努める。公共職業訓練の受講指示及び受講推薦並びに支援指示の手続きは、「職業訓練受講指示要領」及び「職業訓練受講推薦要領」並びに「求職者支援制度業務取扱要領」によることとし、また、公共職業訓練の受講を修了予定又は修了した「支援対象者」の職業相談・職業紹介は、「職業訓練修了者等職業紹介業務取扱要領」による。

なお、受講あっせんに当たっては、「支援対象者」の意思を尊重しつつ、本人の適性、能力及び職業経験、各訓練コースの内容及び水準、地域の労働力需要等を総合的に勘案し、本人にとって就職に結びつく可能性の高いコースを選択する。

また、公共職業訓練コースに関しては都道府県職業能力開発主管部局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（都道府県センター）と十分連携して情報を収集するとともに、キャリア・コンサルティング（本人がその適性、能力、職業経験等に応じて自ら職業設計を行い、そのために必要となる職業能力を行うことができるよう、具体的な職業訓練等に関して行う相談）を実施する。

⑥ 求職者支援訓練の活用

安定所は、「支援対象者」のうち、就労に必要な基本的な知識・能力が十分でないなど、その職業能力の開発が必要であると認められる者に対しては、職業訓練担当部門等所内で十分連携の上、求職活動期間のできるだけ早い段階で求職者支援訓練の受講も視野に入れたキャリア・コンサルティングを実施し、労働の意思・能力等、求職者支援制度の対象者（特定求職者）の要件を満たす者に対しては、希望することとなった訓練コースを選定できるよう援助する。

求職者支援訓練の実施に当たっては、平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号「求職者支援制度の実施について」による。

なお、希望する訓練コースの選定に当たっては、求職者支援制度担当者

と十分に協議を行い、受講者の適性、就労状況及び職業能力等を把握するなど、支援対象者が常用雇用に移行できるよう配慮した勧奨を行う。

⑦ 職業転換給付金制度の活用

安定所は、「支援対象者」の生活の安定を図りつつ再就職を促進するために必要であると判断する場合には、雇用対策法第18条に基づき支給される職業転換給付金を活用して就職を支援する。職業転換給付金の手続きは、昭和56年6月8日付け職発第320号、訓発124号「雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律及び関係政省令等の施行について」別添1「就職促進手当支給要領」、別添3「広域求職活動費支給要領」、別添4「移転費支給要領」、昭和41年7月21日付け婦発第269号、職発第442号、訓発第137号「訓練手当支給要領について」別添「訓練手当支給要領」及び平成20年4月1日付け職発第0401004号及び職発第0401005号「職場適応訓練の実施について」別紙「職場適応訓練実施要領」による。

⑧ 身元保証システムの活用

安定所の職員又はナビゲーターは、「支援対象者」の就職あっせんに当たって、身元保証システムを活用することにより就労時のトラブルなどの雇用主の不安を解消し就労が促進されると判断する場合には、「支援対象者」に対して身元保証システムを活用するよう説明し、併せて、当該安定所の所在地を管轄する保護観察所に連絡する。身元保証システムの実施手続きについては、別途法務省が定める実施要領による。

オ 準支援対象者に対する支援の方法及び内容

「準支援対象者」に対する支援については、上記エ①の求職者担当者制による職業相談・職業紹介、④のセミナー及び事業所見学会の実施、⑤の公共職業訓練の受講あっせん、⑥の求職者支援訓練の活用及び⑦の職業転換給付金制度の活用とする。この場合において、「支援対象者」とあるのは「準支援対象者」と読み替えるものとする。

なお、上記エ①x vについて、「準支援対象者」に対しては身元保証システムが活用できないことに留意し、また、上記エ④のセミナー及び事業所見学会の実施については、セミナー講師や事業所見学会に係る事業主が、参加者の氏名等個人情報の提供を求めない場合に限るものとする。

カ 保護観察所等に対する巡回相談の実施

ナビゲーターが設置されている安定所は、当該安定所所在地を管轄する保護観察所と協議し、同保護観察所における巡回相談実施に係るニーズを把握した上で、必要に応じ、同保護観察所や同保護観察所管内の更生保護施設等に対して巡回相談を実施する（別添14（保護観察所等に対する巡回相談実施要領）参照）。

キ 協力雇用主等を対象とした求人開拓等

安定所の職員又はナビゲーターは、更生保護機関及び矯正施設と連携しつつ、協力雇用主等を対象として、求人（トライアル雇用の求人を含む。）及



び職場体験講習実施事業所等の開拓を行う。

協力雇用主の名簿については、「協力雇用主名簿」(別添 11)により、安定所の所在地を管轄する保護観察所から、少なくとも年1回、提供を受けるものとする。

#### ク 安定所による支援事業以外の支援

安定所は、上記エ及びオのほか、助成金制度の利用、就職面接会への参加、就職支援セミナーの受講等、支援対象者等及び事業主が利用可能な就職支援の方法がある場合には、これらについても活用する。

#### ケ 安定所の職員から保護観察所の職員への連絡等

支援対象者等が長期間安定所に来所しない、応募先への採用面接不参を繰り返す、トライアル雇用期間中に無断欠勤する等、支援対象者等の支援メニューの取組状況に問題が生じた場合には、安定所の職員は保護観察所の職員に連絡し、「就労支援状況報告書」(別添 15)により、問題の協議及び解決を図るものとする。

また、支援対象者等の応募が不調に終わった場合には、その原因を分析し、必要に応じ、支援メニューを見直すなど、適切なフォローアップを行う。

支援対象者等に対する支援事業を終了する場合には、安定所の職員は保護観察所の職員に連絡し、「就労支援終了報告書」(別添 8)により、支援事業の終了の報告を行うものとする。

#### コ 就労支援実施状況の共有

支援対象者の安定所への来所や支援の状況等は、保護観察所の担当保護観察官及び担当保護司と共有するものとし、その方法については、協議会で事前に調整すること。

### (3) 職場適応・定着支援

#### ア 就職後のフォローアップ

就職した「支援対象者等」に対しては、早期に職場に定着することができるように、次の(ア)から(エ)のとおり、就職後のフォローアップを実施する。

##### (ア) 安定所の職業紹介により就職した「支援対象者」に対する支援

安定所の職業紹介により「支援対象者」が就職した場合、職業紹介を行った安定所の職員又はナビゲーターは、就職した「支援対象者」に対して、就職後も定期的な支援を行うことが適当であると判断した場合は、本人の同意を得た上で、あらかじめ連絡時期等を本人と相談の上、電話等で本人と連絡をとり、状況に応じた相談支援等を行う。

##### (イ) 雇用主に対する支援

安定所の職業紹介により「支援対象者」が就職した場合、職業紹介を行った安定所の職員又はナビゲーターは、雇用主の同意を得た上で、少なくとも「支援対象者」の初出勤日並びに雇入れ後概ね1か月後、3か月後及び6か月後に、電話等で雇用主に連絡をとり、「支援対象者」の在籍状況等を確認した上で、必要に応じて定着に向けた課題への対応方法について助言等を行う。

(ウ) 安定所の職業紹介以外により就職した「支援対象者」に対する支援

安定所の職業紹介以外により「支援対象者」が就職した場合、支援を行った安定所の職員又はナビゲーターは、就職後も本人又は雇用主に対して定期的な支援をすることが適当であると判断した場合は、本人又は雇用主の同意を得た上で、必要に応じて、電話等で本人又は雇用主と連絡をとり、状況に応じた相談支援等を行う。

(エ) 「準支援対象者」に対する支援

「準支援対象者」が就職した場合、支援を行った安定所の職員又はナビゲーターは、就職後も本人に対して定期的な支援をすることが適当であると判断した場合は、本人の同意を得た上で、必要に応じて、電話等で本人と連絡をとり、状況に応じた相談支援等を行う。

イ 釈放後又は出院後の帰住予定地の安定所との連携

上記アの支援を行う安定所は、支援の中で、釈放後又は出院後の帰住予定地の安定所による対応が必要があると判断した場合は、釈放後又は出院後の帰住予定地の安定所が継続した支援を実施できるような確かな引き継ぎを行うこと。引き継ぎを受けた釈放後又は出院後の帰住予定地の安定所は、必要な支援を実施すること。

ウ 保護観察所との連携

上記アの支援を行う安定所は、就職した「支援対象者等」が保護観察対象者である場合は、必要に応じて、保護観察官又は担当保護司と連携すること。

エ プライバシーへの配慮

上記アの支援を行う場合には、支援対象者等のプライバシーの保護に特に配慮すること。

(4) 保護観察所の協力依頼手続きの特例

保護観察所の長が協力依頼を行う場合にあっては、別途定める条件のもとで特例的に、保護観察所が、協力依頼の手続きを、管轄する更生保護法人等に包括的に委任することとしても差し支えないものとする。

なお、支援事業開始前より行われてきた、更生保護法人等から安定所への協力依頼に基づく就労支援の業務は、本特例による業務として整理するものとする。

## 9 支援事業の終了

- (1) 支援事業は、上記5又は6による支援期間の満了又は支援対象者等の就職の決定（職場適応・定着支援を実施する場合は除く。）により終了する。なお、上記5又は6の支援期間が満了してもなお就職先の決まらない場合には、下記(2)により支援事業を打ち切る場合を除き、専門援助部門の職員による通常の職業相談・職業紹介による就労支援に切り替え、支援が途切れないようにする。
- (2) 責任者は、支援対象者等が就職の希望を取り下げた場合又は安定所の指導に繰り返し従わない場合など、支援事業を継続しても効果が見込まれないと判断される場合には、矯正施設又は保護観察所の職員と協議の上、当該支援対象者

等に対する支援事業を打ち切ることができる。

#### 10 支援事業の実施状況報告

(1) 安定所は、上記8(1)イ(ア)及び(イ)、(2)エ、オ及びカの支援事業について、各年度において四半期ごとの実施状況を取りまとめ、翌月（4月、7月、10月、1月）の10日までに別途定める様式により都道府県労働局に報告する。

なお、上記8(2)エ②、③、④及び⑧の支援事業の実施状況については、当該支援事業を実施した更生保護法人等からの連絡を受ける。更生保護法人等からの支援事業の実施状況の連絡手続きについては、別途定める方法による。

(2) 都道府県労働局は、四半期ごとの上記(1)の実施状況を取りまとめ、翌月（4月、7月、10月、1月）の15日までに、別途定める様式により厚生労働省職業安定局並びに都道府県労働局の管轄区域内に所在地のある矯正施設及び保護観察所に対して報告する。

別紙1-1

どう い しょ  
同 意 書 (支援対象者用)

わたし しゅうろうしえん う あ い か こうもく どうい  
私は就労支援を受けるに当たり、以下の項目に同意します。

き  
記

しえんたいしょうしゃそうかつひょうおよ しえんたいしょうしゃこじんひょうえー きさい  
支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aに記載された

しめい しょくれき た こじんじょうほう けいめいけいき ほ ごしょぶんめい  
氏名、職歴その他の個人情報のほか、刑名刑期(保護処分名)、

しゃくほう しゅついでん みこみびおよ けいじしせつ しょうねんいん しゅうよう  
釈放(出院)の見込日及び刑事施設(少年院)に収容されて

じじつ じょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしよおよ きゅうじんしゃ  
いる事実についての情報が公共職業安定所及び求人者に

たい かいじ  
対して開示されること。

ねん がつ にち  
年 月 日

しょうこばんごう にゅういんばんごう しめい  
称呼番号(入院番号)・氏名

---

どう い しょ  
同 意 書 (準支援対象者用)

わたし しゅうろうしえん う あ い か こうもく どうい  
私は就労支援を受けるに当たり、以下の項目に同意します。

き  
記

しえんたいしょうしゃそうかつひょうおよ しえんたいしょうしゃこじんひょうえー きさい  
1 支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aに記載された

しめい しょくれき た こじんじょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょおよび  
氏名、職歴その他の個人情報<sup>が</sup>公共職業安定所<sup>及び</sup>

きゅうじんしゃ たい かいじ  
求人者<sup>に対して</sup>開示されること。

しゃくほう しゅついでん みこみび けいじしせつ しょうねんいん しゅうよう  
2 釈放(出院)の見込日及び刑事施設(少年院)に収容され

じじつ じょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょ たい かいじ  
ている事実<sup>についての</sup>情報<sup>が</sup>公共職業安定所<sup>に対して</sup>開示  
されること。

しゃくほう しゅついでん みこみび しゅうろうかいしみこみび きゅうじんしゃ  
3 釈放(出院)の見込日が、就労開始見込日として求人者<sup>に</sup>

かいじ  
開示されること。

ねん がつ にち  
年 月 日

しょうこばんごう にゅういんばんごう しめい  
称呼番号(入院番号)・氏名

---

別紙1-3

ほごしや どういしよ  
保護者の同意書 (支援対象者用)

しょうこばんごう にゅういんばんごう しめい  
称番号 (入院番号) ・氏名

わたし ほごしや じょうき もの しゅうろうしえん う ひつよう  
私は、保護者として、上記の者が就労支援を受けるために必要

いか おな どうい  
な以下の項目について、同じく同意します。

き  
記

しえんたいしょうしゃそうかつひょうおよ しえんたいしょうしゃこじんひょうえー きさい  
支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aに記載された

しめい しよくれき た こじんじょうほう けいめいけいき ほごしよぶんめい  
氏名、職歴その他の個人情報のほか、刑名刑期(保護処分名)、

しゃくほう しゅついでん みこみびおよ けいじしせつ しょうねんいん しゅうよう  
釈放(出院)の見込日及び刑事施設(少年院)に収容されてい

じじつ じょうほう こうきょうしよくぎょうあんていしよおよ きゅうじんしゃ たい  
る事実についての情報が公共職業安定所及び求人者に対し

かいじ  
て開示されること。

ねん がつ にち  
年 月 日

しめい  
氏名

ほごしゃ どういしょ  
保護者の同意書 (準支援対象者用)

しょうこばんごう にゅういんばんごう しめい  
称呼番号 (入院番号) ・氏名

わたし ほごしゃ じょうき もの しゅうろうしえん う ひつよう  
私は、保護者として、上記の者が就労支援を受けるために必要

いか おな どうい  
な以下の項目について、同じく同意します。

き  
記

しえんたいしょうしゃそうかつひょうおよ しえんたいしょうしゃこじんひょうえー きさい  
1 支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aに記載された

しめい しょくれき た こじんじょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょおよび  
氏名、職歴その他の個人情報 が公共職業安定所及び

きゅうじんしゃ たい かいじ  
求人者に対して開示されること。

しゃくほう しゅついでん みこみび けいじしせつ しょうねんいん しゅうよう  
2 釈放 ( 出 院 ) の見込日及び刑事施設 ( 少年院 ) に収容され

じじつ じょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょ たい かいじ  
ている事実についての情報が公共職業安定所に対して開示  
されること。

しゃくほう しゅついでん みこみび しゅうろうかいしみこみび きゅうじんしゃ  
3 釈放 ( 出 院 ) の見込日が、就労開始見込日として求人者に

かいじ  
開示されること。

ねん がつ にち  
年 月 日

しめい  
氏名

## 支援対象者個人票 A

矯正施設名	所在地
担当者名	電話番号

フリガナ 氏名			備考		
学歴	中学・高校・高専・短大・大学・大学院・その他（ ）／卒業又は修了・中退・在学 (就労しながら修学する希望 有・無 )				
免許・資格	運転免許（普通一種・普通二種・大型一種・大型二種） 上記以外の免許・資格				
最終の職業			働いていた最終の 事業所名（就労地）		
最後の就労年月	年	月	働いていた期間	年	月
経験した主な仕事					
(職種)		(仕事の内容)			
就職についての希望					
希望 就業形態	一般・パート・季節労働・その他（ ）		希望する 仕事		
就職 希望地			希望収入		
帰住 予定地				住み込み の希望	有・無
希望 勤務時間			希望休日		
仕事をする上で留意する点			その他の希望		

※ 「免許・資格」以下の欄は、記入できる範囲内で記入してください。

※ 本頁の「氏名」欄から「その他の希望」欄までについては、求職申込書への記入により、当該欄の記入に代えることとしても差し支えありません（その場合であっても、「矯正施設名」欄から「備考」欄まで、及び次頁については、担当職員において記入できる範囲内で記入してください。）。

※ 支援の対象となる受刑者等が前歴の非開示を希望する場合は、備考欄に「前歴非開示希望」と記載すること。

※ 修学を希望する場合、就労に当たって特に配慮してほしい事項があれば、「その他の希望」欄に記入してください。



矯正施設における処遇内容・これまでの取組み

支援対象者の状況

- ・ 稼働能力
- ・ 就労意欲
- ・ その他の就労阻害要因の有無

希望就労支援内容

- 職業相談・職業紹介     求人情報の提供     職業講話の実施及び  
求職活動ガイドブックの配布

担当者からのコメント

別紙3

## 就労支援協力依頼書

平成 年 月 日

〇〇公共職業安定所長 殿

〇〇刑務所長 印  
(〇〇少年院長 印)

当所収容受刑者（当院在院者）の就労支援の協力依頼について  
刑務所出所者等就労支援事業の支援対象者として選定した総括票に掲げる者  
につきまして、就労支援の協力を依頼いたしますので、よろしくお取り計らい  
願います。

なお、総括票に掲げる者のうち、職業相談・職業紹介又は求人情報の提供を  
希望する者につきましては、支援対象者個人票Aを添付しております。

また、支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aの各項目に係る個人情報の  
公共職業安定所への提供につきましては、各票に掲げる各者の同意を得ている  
ことを申し添えます。

注1 少年院においては、() 括弧内を使用すること。

2 文書発信番号を取ること。

別紙 4

支援対象者総括票

矯正施設名	所在地		電話番号
記載年月日	記載担当者名		連絡先(電話番号・メールアドレス等)
	役職名	氏名	

支援対象者名一覧表

個人票 整理番号	氏名	刑名刑期 (保護処分名)	釈放(出院)見込日	希望就労支援内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

注) 支援の対象となる受刑者等が前歴の非開示を希望する場合は、刑名刑期(保護処分名)欄に「前歴非開示希望」と記載すること。

平成 年 月 日

## 就労支援終了報告書

〇〇刑務所長 殿  
(〇〇少年院長 殿)

〇〇公共職業安定所長 印

就労支援の終了報告について

貴所発第〇〇号「当所収容受刑者（当院在院者）の就労支援の協力依頼について」に基づき、就労支援の協力をしておりました〇〇 〇〇（個人票整理番号〇〇）については、別紙支援対象者個人票Bのとおり就労支援が終了しましたので報告します。

(別紙)

## 支援対象者個人票 B

フリガナ	求職申込日	年	月	日
氏名	求職番号			

支援実施状況（支援実施日別に具体的支援内容を記入）

--

支援結果（チェックを入れる。その他の場合は具体的に記入。就職の場合は「就職先事業所名」以下の欄を記入すること。）

安定紹介 による就職		安定紹介 以外の就職		期間満了		延長		打ち切り		
支援協力 依頼日			年	月	日	支援終了日		年	月	日

就職先事業所名 (住所)

就職決定日	月	日	雇用形態	一般・パート・季節労働・ その他 ( )	月収 万 千円
-------	---	---	------	-------------------------	------------

就職に至らなかった  
場合その理由

--

## 就労支援状況連絡票

平成 年 月 日

〇〇公共職業安定所 殿

〇〇刑務所長（少年院長） 印

出所者等に対する就労支援状況に係る情報提供について

当刑務所(少年院)からの出所者(出院者)のうち、別添に掲げる者については貴公共職業安定所の管轄地域での就労を希望しているところであり、近日中に、担当保護観察所から、貴所あてに「刑務所出所者等就労支援事業」に係る就労支援の協力依頼がなされるものと見込まれるところです。

つきましては、当刑務所(少年院)において実施した就労支援の状況に係る情報を参考までに送付しますので、支援にご活用くださいますようお願いいたします。

なお、総括票に掲げる者につきましては、支援対象者個人票Aを添付しております。

また、支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aの各項目に係る個人情報の公共職業安定所への提供については、各票に掲げる各者の同意を得ていることを申し添えます。